

# 犯罪被害者等のための弁護士業務の質の向上と民間支援団体との連携

弁護士 熊谷 明彦

## I. 犯罪被害者支援と弁護士

日本の犯罪被害者支援は、昭和55年（1980年）に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、さらに、その翌年、犯罪被害者支援基金が設立されることによって、その必要性が公に認知されるようになった。その後、平成3年（1991年）に開催された犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウムの会場で、交通犯罪で亡くなった息子の母親が、犯罪被害者支援の必要性を強く訴えたことが契機となって、翌年、都内の医科大学内に犯罪被害者相談室が開設され、電話相談や面接相談が実施されるようになった。このようにして、日本の犯罪被害者支援は、犯罪被害者等給付金の支給等の経済的側面からの支援に加え、電話相談や面接相談等の精神的側面からの支援も行われるようになった。

他方、弁護士が、本格的に犯罪被害者支援活動に注目するようになったのは、平成9年（1997年）4月に日本弁護士連合会が犯罪被害回復制度等検討協議会を設置し、犯罪被害者支援のための諸施策の検討を開始したのが始まりである。弁護士が、本格的に犯罪被害者支援に取り組み始めた時期が、犯罪被害者等給付金制度の成立や犯罪被害者相談室開設に比べて遅かった理由は、刑事事件における弁護士の使命が被疑者被告人の人権を擁護することにあるといった点を重視するあまり、犯罪被害者の立場から刑事司法を考えることの重要性に思い至らなかったことにあるのではないかと思われる。

日本弁護士連合会の犯罪被害回復制度等検討協議会における協議結果は、平成11年（1999年）10月に、犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言として結実した。それに先立つ平成10年（1998年）、第一東京弁護士会は被害者弁護制度研究会を発足させ、同研究会の提言を受けて、平成11年（1999年）7月に「犯罪被害者保護に関する委員会」を設立すると同時に、「犯罪被害者のための弁護士ネットワーク」を立ち上げ、同年9月から電話による無料法律相談を開始した。このようにして、弁護士の間でも、次第に、犯罪被害者支援の必要性が認知されるようになり、平成15年（2003年）には日本弁護士連合会人権擁護大会のシンポジウムで、真正面から犯罪被害者問題が取り上げられるに至った。

現在は、全国の弁護士会に犯罪被害者に関する委員会が設置され、また、犯罪被害者を対象とする無料電話相談も実施されており、犯罪被害者支援は被疑者被告人の刑事弁護と同様に各地の弁護士会や弁護士の間でも重要な弁護士業務のひとつとして認知されるに至っている。

## II. 弁護士による犯罪被害者支援業務

弁護士が行う犯罪被害者支援としては、まずは、犯罪被害者の法律相談を実施し、犯罪被害者の要望を聞いた上で、その要望のうち、法的に対処するのが適切なものとそうでないものを選別すること、前者については、さらに、犯罪被害者毎に利用可能な法制度を説明することが挙げられる。その上で、犯罪被害者が希望する場合には、犯罪被害者から委任を受けて、法律業務を遂行することになる。例えば、犯罪被害者が、加害者の厳罰を求める場合や真相を知りたいと訴える場合であれば、刑事裁判に被害者参加することや、刑事事件の記録の閲覧謄写することを検討し、それらが可能ならば実行することになるし、経済的側面における損害補填や生活の立て直しを求めている場合には、交通犯罪であれば自賠責保険の被害者請求、それ以外の場合であれば、刑事裁判中に行われる刑事和解制度、刑事裁判の審理結果を用いて実施される損害賠償命令制度、さらには、加害者の弁護人との示談交渉の可否などを検討し、それらが可能ならば実行することとなる。さらには、犯罪による被害を受けたことに端を発し、例えば、離婚、相続など新たな法的問題が生じている場合には、それに対処することも検討する必要があるし、ストーカーやDV被害を受けている場合には、再被害を防止する観点から、警察に警告を求めるか否か、裁判所に保護命令を求めるか否かの検討も必須である。そして、弁護士費用を支払う資力に乏しい犯罪被害者の場合には、法テラスの法律扶助等の利用を検討し、資力如何に関わらず適切な法的支援を受けられるよう最大限の配慮が求められる。

## III. 弁護士と民間支援団体の連携の必要性

近時、犯罪被害者支援に関する法制度が充実してきたことと相まって、弁護士が犯罪被害者支援を行う場面は増加傾向にあり、現在では、理解ある弁護士の努力によって、犯罪被害者を傷つけることなく、より質の高い犯罪被害者支援を実現するための工夫も重ねられ、その成果も共有可能な段階に達しつつある。このような状況下において、犯罪被害者支援のための弁護士業務の質の向上のためには、今まで以上に、民間支援団体の連携が必要不可欠であることも理解されつつある。

弁護士は法律の専門家であっても、医学、心理学や社会福祉の専門性は持ち合わせていない。そこで、弁護士と民間支援団体が連携を取ることによって、弁護士の専門外の領域の支援を、民間支援団体に協力を依頼することができれば、弁護士は自らの専門性を活かした犯罪被害者支援に専念することが可能となる。また、犯罪被害者が様々な悩みを抱えて混乱していたり、精神的な動揺や落ち込みが激しい場合には、民間支援団体の助力を得て、犯罪被害相談員などに面談してもらい、心理的側面からの犯罪被害者支援を実施してもらうことによって、弁護士が不用意な発言をして犯罪被害者をより傷つけてしまうことを避けることが可能になるし、犯罪被害者の心身の状態についての適切な助言を受けることによって、犯罪被害者の精神的負担を軽減する方法を模索したり、あるいは精神的負担の強い制度の利用を見送ることも可能となる。このようにして、犯罪被害者毎により適切な質の高い弁護士業務を実施することが可能と

なる。

弁護士は、犯罪被害者支援に不可欠な専門家ではあるものの、犯罪被害者の全てのニーズに対処することは困難であり、そのことは、医師や臨床心理士、社会福祉関係者等の他の専門家も同様である。そこで、様々な専門家がその専門性を発揮して犯罪被害者支援を実施するためには、民間支援団体と連携し、大きなネットワークを形成することによって、質の高い犯罪被害者支援を実現することが大切である。弁護士もそのネットワークを形成する重要な存在として、今後とも民間支援団体との連携を強化していくことが望まれる。